

○農林水産省告示第五百八十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年三月二十六日農林水産省告示第六百八号（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

令和五年五月十日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正		改 正	
改	正	改	正
一 防除を行う区域 別表に掲げる地域	正	一 防除を行う区域 長野県諏訪郡原村中新田（以下「防除区域」という。）	前
二・三（略）		二・三（略）	
四 防除の内容 テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）第三條から第八條までに定める措置及びその他必要な措置	後	四 防除の内容 (一) テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）以下「省令」という。第三條第一号の定めるところにより、防除区域において、植物防疫官がその行う検査の結果、テンサイシストセンチュウが存在していると認めた場合以外の場所においてしよくようだいおう、だいこん（テンサイシストセンチュウの防除を行うことを目的として栽培される葉だいこんを除く。以下同じ。）、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをする場合等を除き、しよくようだいおう、だいこん、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをしてはならないこととする。こと。	
(削る。)		(三) 省令第七條の定めるところにより、防除区域内に存在する省令第五條第一項に規定する移動制限植物等のうちテンサイシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるものについて、植物防疫官の指示に従い、これを廃棄しなければならないこととする。	
(削る。)			
(削る。)			

別表

長野県			都道府県
南佐久郡南牧村	南佐久郡川上村	諏訪郡原村	市町村
平沢	樋澤	中新田	地 域

(新設)